

相続に関する相談事例 ～ 配偶者に係る相続税法の規定と活用の留意点 ～ その11

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第11回目は、配偶者に係る相続税法の規定と活用の留意点のうち、「配偶者に対する相続税額の軽減」について前号に続いて解説します。

Q1. 父が死亡し、母と私が相続人ですが、相続税の申告期限までに遺産分割協議は調いませんでした。

未分割で相続税の申告書を提出（「申告期限後3年以内の分割見込書」も併せて提出済み）しましたが、申告期限後2年経過して、遺産分割協議が調いましたので、相続税の申告書のやり直しが必要と思います。どのような手続きが必要ですか。

A 相続税の申告期限などに遺産分割協議が調わなかった場合には、相続税の申告に当たり以下のような不利益が生じます。

- ① 配偶者の税額軽減は分割された財産について適用を受けることができますから、未分割財産については適用を受けることができません。
- ② 小規模宅地等の特例の適用を受けることができません（措法69の4④）。

ただし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出しておき、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます（相法19の2②ただし書・相規1の6③二・措規23の2⑧二）。

申告期限後3年以内に分割協議が調った場合、分割協議の成立を知った日の翌日から4か月以内に、税務署に対して更正の請求をすることになります（相法32①一）。

この場合、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例の適用を受けることができることから、更正の請求等によって当初申告より過大となった相続税の還付を請求することになります。

Q2. 父が令和7年3月に死亡し、母が同年4月に死亡しました。父の相続人は、母と長男・長女の3人です。

父は、事業をしていて多額の財産を残して亡くなりました。母も生前父の事業を手伝っていて、それなりの財産を残して亡くなりました。

父の相続に当たり、母が相続することになる財産について配偶者の税額軽減の適用はどのようにすれば良いのでしょうか。

A 配偶者の税額軽減の規定は、この適用を受ける旨及び税額軽減の金額の計算に関する明細の記載をした書類その他の一定の書類の添付がある場合に限り、適用するとしています（相法19の2③）。

そのため、相続税の申告書第5表には、「私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。」と申告書には印刷されていますので、この適用を受けない場合には、その印刷された箇所は抹消しておく、又は「第5表 配偶者の税額軽減額の計算書」を提出しないようにしておきます。

配偶者の税額軽減の規定の適用を受けない場合は、第一次相続で配偶者が納付しなければならない相続税は、配偶者が相続した財産から債務として控除されます。

また、第二次相続が10年以内に開始した場合の相続税の納付税額の計算において、第一次相続で配偶者が納付した相続税の一定額は相次相続控除（※）によって税額控除されることから、第二次相続が第一次相続から短期間にうちに相続が開始したときなどでは、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けないことが有利になることもあります。

（※）相次相続控除とは、前回の相続から今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続（被相続人からの相続人に対する遺贈に限り）や、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した相続人の相続税額から、一定の金額を控除する制度です（相法20）。

（文責：山本和義）